

XII. 広域化・共同化計画

1. これまでの背景

汚水処理施設の事業運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量更新の到来等により厳しい状況下であり、今後はさらに厳しくなるものと予測されます。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」が平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定され、「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022 年度(令和 4 年度)までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記されました。

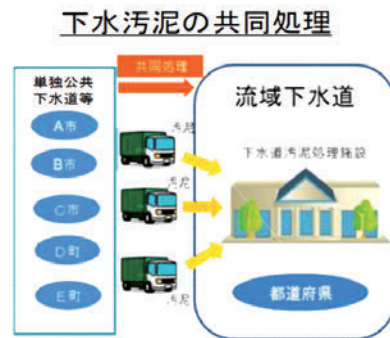
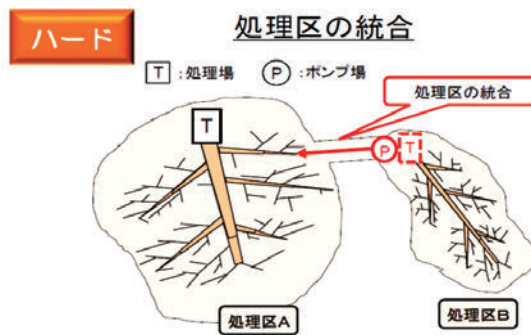
この閣議決定を受け、平成 30 年 1 月 17 日に総務省、農林水産省、国土交通省、環境省 4 省連名による「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、各都道府県に対し、全市町が参加する広域化・共同化計画検討体制を平成 30 年度内に構築すること、2022 年度(令和 4 年度)までに「広域化・共同化計画」を作成することの 2 点が要請されました。

2. 広域化・共同化とは

下水道事業における、ヒト(職員減少)、モノ(施設の老朽化)、カネ(厳しい財政状況)といった課題に対して、近隣の処理施設との統合をハード・ソフト双方の視点で行うことにより、スケールメリットの発現、業務の効率化などが期待できます。

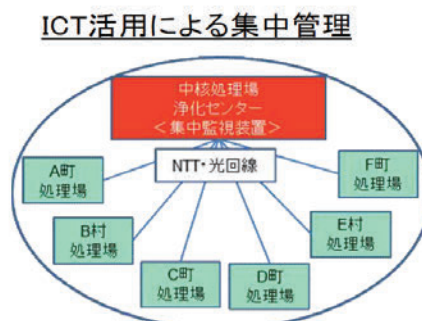
【ハード面での広域化・共同化】

- ・処理施設の統合
- ・下水道汚泥の共同処理 など



【ソフト面での広域化・共同化】

- ・維持管理業務の共同化
- ・ICT 活用による集中管理 など



実際には、実現可能な施策やブロック案等の検討を行なった上で、県および各市町の合意により実施していくこととなります。

3. 滋賀県での取組

本県においては、平成30年1月17日付け4省連名による要請を受け、平成30年7月13日に協議を行う場として、県内全市町と県の関係部局で構成される「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、2022年度(令和4年度)末までに「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画」の策定を目指し検討を行っているところです。

同研究会は、幹事会および作業部会で構成されており、県および各市町の汚水処理事業の現状分析および将来計画に関する事項や汚水処理事業の広域化・共同化の推進に関する事項について検討を行なうこととしています。